

英語教育における小中連携推進事業実施要項

1 目 的

中学校区内の小・中学校が連携し、連続性と系統性を持った効果的な指導方法や評価方法の研究を行い、その成果の普及により児童生徒の英語によるコミュニケーション能力及び教員の指導力の向上を図る。

2 事業の内容

小中連携推進地域は、以下の（１）～（４）の内容を行うこととする。

- （１）小・中学校における日常的な情報交換及び交流
- （２）小・中学校の円滑な接続や系統性に配慮したカリキュラムや学習到達目標（CAN-DOリスト）等の作成及び授業実践
- （３）先進的な取組を行っている学校等への視察
- （４）公開授業・実践発表等による研究成果の普及

3 事業の実施

- （１）和歌山県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）は、英語教育における小中連携のモデルとなる２地域を小中連携推進地域として指定する。
- （２）小中連携推進地域である市町村教育委員会は、研究推進地区（中学校区）及び研究テーマを指定し、他の学校を協力校として域内の研究を進める。
- （３）県教育委員会は、当該市町村教育委員会と連携し、研究推進地区内の研究校（研究推進校）に対して必要な指導・助言を行う。
- （４）県教育委員会は、当該市町村教育委員会と連携し、本事業の成果を県内の学校等に普及するための方策を検討し県内に広く啓発する。
- （５）当該市町村教育委員会は、各年度の終わりに実施報告書【様式】を成果物（指導案、ワークシート、実践発表等で用いた資料等）と共に県教育委員会に提出する。
- （６）本事業における成果物については、県教育委員会においてその集録を編集し、書籍、インターネット及びその他の媒体により公表できるものとする。

4 期 間

令和６年４月１日から令和８年３月１０日までとする。

5 経 費

本事業に係る研究実践及び成果の普及に関する必要な経費は、予算の範囲内で県教育委員会から支出する。

6 その他

この要項に定めるもののほか、本事業の実施に当たり必要な事項については別に定める。